

仮称世田谷区立桜丘農業公園
暫定利用期間管理運営事業者
募集要項

令和4年6月
世田谷区みどり33推進担当部
公園緑地課施設管理担当

次のとおり、提案書の提出を求めます。

1 公募の目的

世田谷区では、令和7年春に開園予定の仮称桜丘農業公園において、令和4年度から令和6年度にかけて暫定的な公園利用を予定している。区立身近な広場として暫定的に開園する予定のこの期間中に、開園後の管理運営の担い手を発掘し、地域の利用促進や維持管理コスト低減などを検討することを目的として、園内の畑を暫定的に管理運営する企業や団体等を公募する。

※農業公園とは、世田谷区農地保全方針に基づき農業振興等の拠点機能として農の風景を保全し、農業体験等を通じて都市農業の重要性を広く区民に伝える場とするもの。世田谷区HP（農業公園の紹介）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/015/001/001/d00156291.html>

2 根拠法令

(1) 許可を受ける者

身近な広場施設の設置等の許可を受ける者（世田谷区立身近な広場条例第9条）（以下、「許可受者」という。）を企画提案により公募する。

(2) 指定する用途

教養施設（都市公園法第2条第2項第6号）としての体験学習施設（都市公園法施行令第5条第5項第1号）とする。

3 許可対象施設

(1) 所在地

世田谷区桜丘四丁目19番（仮称世田谷区立桜丘農業公園内）【別紙1】

(2) 施設の内容

1) 用途：公園利用者のための農業体験施設（以下、「農園」という。）

2) 面積：①作付け畑・・・1区画約230㎡（15m×15m）、計4区画。

②みかん畑・・・1区画約950㎡（27m×35m）、計1区画。

3) 開園日及び開園時間

原則、許可受者の作業日や、農業体験イベント時など、許可受者が現場に在中する日時を開園する。詳細は、許可受者と世田谷区が協議し決定することとする。

(3) 農園の基本コンセプト

仮称桜丘農業公園が将来的に目指す姿（基本コンセプト）は、下記①から⑥とする。

①公園施設としての農園

- ・利用者を限定するのではなく、誰もが利用できる農園とする。
- ・雑草等が繁茂することなく、常に営農・管理された良好な状態に保つ。

②都市農業の普及啓発

- ・世田谷の農を後世に伝える場、農業農地が持つ多面的機能を伝える場とする。

③地域との連携に寄与する農園

- ・公園利用者及び近隣住民等を対象としたイベント（種まき・収穫体験、農作物を利用したワークショップ等）を実施する。

④協働による農園の管理運営

- ・公園利用者及び近隣住民、管理運営受託者、区との協働による管理運営を行う。

⑤自立支援および就労支援を取り入れた農園

- ・自立過程にある人や、就労に不安を感じている人などの受け入れを実施する。

⑥災害時の防災機能を伝える農園

- ・避難空間や延焼防止などの防災機能を備えたオープンスペースであることを、区民へ伝える場とする。

4 許可の条件

(1) 許可方法

世田谷区立身近な広場条例第9条に基づく身近な広場施設の設置等の許可とする（都市公園法第5条第2項第2号に基づく公園施設の設置管理許可に相当するものとする）。

(2) 許可期間

許可日（令和4年9月中旬頃を想定）から令和5年3月31日まで（予定）。ただし、許可受者の運営管理が良好であると区が判断した場合は、許可の更新（令和5年4月1日から令和6年8月31日まで）を年度ごとに可能とする。

(3) 許可対象面積、許可受者数

- ①作付け畑・・・面積および区画数は、1区画を約230㎡（15m×15m）、計4区画を標準とするが、1区画100～500㎡の範囲で各者が提案でき、世田谷区との協議により決定する。各区画面積の5割以上を作付けすることとし、残りの面積は許可受者の提案により、イベントスペース等にすることができる。

- ②みかん畑・・・約950㎡（27m×35m）×1区画。

※・【別紙1】に示す範囲を基本とする。

- ・①作付け畑は、1者1区画までの許可とする。
- ・②みかん畑は1区画のみで、①作付け畑の許可受者の共同管理とする。

- ・②みかん畑のみの申請は不可とする。
- ・許可受者数は、4者程度を最大とする。

(4) 使用料

世田谷区立身近な広場条例第10条の規定の土地の使用料(1,695円・㎡/月)は、本公募による許可期間が、世田谷区土地開発公社保有地を本来目的の用に活用するための暫定措置期間であるため、世田谷区立身近な広場条例第15条第1項第7号の規定により、全額免除とする。

(5) その他の費用

原則、農地を管理運営するための費用(人件費、材料費、保険加入費等)は、許可受者の負担とする。ただし、水道(使用料金含む)、最低限の農機具等【別紙2】については、世田谷区の負担により用意する。

(6) 企画提案による収益【別紙3】

許可受者は農園において企画提案する内容(例:イベント等における参加料徴収や、収穫物の販売など)による収益を可能とし、得られた収益を農園の管理運営費に充当すること。なお、農園での収穫物は、園内で活用することを原則とするが、園外での活用(例として、子ども食堂への提供、自社の飲食店・販売店での活用など)も可能とする。その際、収支計画書および収支報告書を提出すること、仮称世田谷区立桜丘農業公園の周知・PRをすることを条件とする。

(7) 令和7年春に開園予定の仮称桜丘農業公園の開設に向けて、暫定利用期間中に発生する課題等を解決するための検討に積極的に取り組むこと。

5 許可受者の責務

(1) 上記「3 許可対象施設(3) 農園の基本コンセプト」に基づき適切な管理運営を行うこと。

①公園施設としての農園

- ・雑草等が繁茂することなく、常に営農・管理された良好な状態に保つこと。

②都市農業の普及啓発

- ・農業農地が持つ多面的機能を伝える場として、区民への周知を行うこと。

③地域との連携に寄与する農園

- ・近隣住民等を対象としたイベント(種まき・収穫体験、農作物を利用したワークショップ等)を、令和4年度は年2回以上、令和5年度は年5回以上、令和6年度は年2回以上、実施すること。
- ・本対象地の前所有者がこれまで受け入れていた利用者(保育園等)について、他の許可受者と協力して、可能な限り受け入れること。

④協働による農園の管理運営【別紙4】

- ・複数の許可受者共催によるイベントの実施や、関係者による定期的な連絡調整会議の出席など、許可受者と世田谷区との協働による管理運営を行うこと。

⑤自立支援および就労支援を取り入れた農園

- ・自立過程にある人や、就労に不安を感じている人などの受け入れに努めること。

⑥災害時の防災機能を伝える農園

- ・災害時には近隣住民の避難場所として、場所や収穫物の提供を行うこと。

(2) 許可対象施設を使用して行う事業に伴う責任の一切を担うこと。

(3) 世田谷区からの管理上必要な事項について通知等を受けた場合は、その事項を遵守すること。

(4) 近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮して運営すること。

(5) 発生したトラブルについては、速やかに対応できる体制をとっておくこと。

また、トラブルの内容等について遅滞なく世田谷区に報告を行うこと。

(6) 保険加入手続き

イベント等の実施にあたっては、事前に保険加入手続きを行い、事故等の補償に備えること。保険加入に係る必要経費は、許可受者の負担とする。

(7) 使用上の制限

1) 駐車場は、近隣の民間駐車場を使用すること。

2) トイレは、近隣の公共施設を利用すること。

3) ライフラインは、水道のみ使用できる（区の費用負担）。

4) 許可に基づく権利を第三者に譲渡することはできない。

5) 許可した区画を分割して第三者に貸し出すことはできない。

6) 広告となるような看板等は設置できない。

7) 収穫物の残さ以外の廃棄物等は許可受者の責任で持ち帰り、処分すること。

8) 販売できるものは園内で収穫したものを原則とし、その他のものは世田谷区との協議による。

9) バーベキュー等、騒音や煙害の発生する近隣の迷惑となる行為はできない。

10) その他、上記「4 許可の条件」や「5 許可受者の責務」に反すると世田谷区が判断する行為は不可とする。

6 許可の取り消し、廃止申請

(1) 許可の取り消し

世田谷区は、次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

1) 都市公園法第27条第2項に該当するとき

- 2) 許可受者が、「5 許可受者の義務」等を履行しないとき
- 3) 本要項の記載事項に違反した場合、又は記載義務を果たさなかった場合

(2) 許可受者からの廃止申請について

許可受者が許可期間終了前に施設を廃止する場合は、廃止時期等について広場施設等廃止届を提出する以前に世田谷区と協議を行うこと。また、廃止時は原状回復を基本とするが、回復の詳細は、世田谷区と協議により決定することとする。

7 応募者の資格要件

提案書の提出者は、次に掲げる要件を満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者でないこと。
- (5) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 世田谷区に本店若しくは営業所等を有する事業者・団体等であること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

※応募後に資格要件を満たしていないことが判明した場合には、失格となる。

8 応募の手続き等

(1) スケジュール

日 程	内 容
令和4年 6月20日（月）	手続き開始の公表（区HPで公表）
令和4年 6月20日（月）から 令和4年 7月 4日（月）まで	質問受付期間
令和4年 7月 6日（水）	質問回答
令和4年 7月19日（火）	企画提案資料提出期限

令和4年 7月下旬～8月上旬	企画提案審査（書類審査）
令和4年 8月中旬	許可受者候補の選定
令和4年 8月下旬～9月上旬	管理運営開始に向けての調整
令和4年 9月中旬以降	管理運営開始（予定）

1) 審査結果は、審査実施日の翌日から起算して7日以内にEメールで通知する。

2) 非選定理由に関する事項

- ①提出した企画提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）にて、公園緑地課長名で通知する。
- ②上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない）以内に書面（書式自由、ただし規格はA4）により、公園緑地課長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に行う。

3) 情報公開

世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書の審査経過等を公表することができる。なお、審査資料を公表する場合は、事前に提出者の同意を得るものとする。

4) その他留意事項

- ①審査資料は返却しない。なお、提出された審査資料は、審査資料の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- ②審査資料提出後は、原則として審査資料に記載された内容の変更は認めない。
- ③審査資料の内容を許可書に反映する場合は、世田谷区は、業務の具体的な実施方法について提案を求めることができる。
- ④審査資料の提出を辞退しても、不利益な取扱いをすることは一切しない。

9 審査資料の作成及び記載上の留意事項

(1) 審査資料の作成方法

審査資料は以下の要領で作成すること。様式は、様式1～5、A4判)に示したとおりとする。なお、文字サイズは12ポイントを標準とする。

(2) 審査資料の内容に関する作成要領

各記載事項の留意事項に基づき、審査資料を作成すること。記載事項ごとに様式を定めているが、記載事項ごとに整理して記載すれば自由様式も可とする。

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書 (様式1)	申請者の連絡先等を記載すること。
業務実績 (様式2)	貴社又は貴団体におけるこれまで業務実績や社会貢献活動などを具体的に記載すること（主に農業振興や地域コミュニティ形成に関すること）。
業務実施体制 (様式3)	<p>農園の管理運営に関わる業務実施体制について記載すること。</p> <p>①実施体系図（業務内容、従事者名がわかるような体系図）</p> <p>②従事者の資格や実績がわかる一覧表。</p> <p>③非常時（トラブル発生や災害時）の体制および対応方針。</p>
企画提案書 (様式4)	<p>上記「3 許可対象施設（3）農園の基本コンセプト」および「5 許可受者の責務」を満たすため、貴社又は貴団体が実施する農園の管理運営方法について、企画提案をA4版10ページ以内で記載すること。</p> <p>また、写真、図表、イメージスケッチ等を用いて、具体的な活用のイメージを記載すること。</p> <p>①管理運営の方針</p> <p>世田谷区が示す農園のコンセプトや、桜丘周辺の地域特性を踏まえ、どのような目的や方針をもって業務を実施するか。また、農園利用者へどのような効果をもたらすか等を記載。</p> <p>②管理運営を希望する箇所</p> <p>提供図面等を用いて希望箇所、面積を記載（詳細な位置は別途協議により決定する）。</p> <p>③作付け計画</p> <p>品種、時期、作業内容等について、作付けのスケジュールを記載。</p> <p>④日常管理計画</p> <p>水やり、除草、肥培管理等について、作業の頻度、人数など日常の管理の体制を記載。貴社又は貴団体以外の作業のサポート（ボランティア等）が必要な場合は、具体的な内容とその作業量を記載。</p> <p>⑤イベント実施計画</p> <p>農業振興や地域コミュニティ形成に関するイベントについて、年間スケジュール、実施する個々のイベントの主旨、内容、募集対象、人数などを記載。</p>
収支計画 (様式5)	企画提案における収支計画について記載すること。

10 審査(書類審査)

「世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会」から選出された区職員により、書類審査を実施し、許可受者を選定する。審査期間：令和4年7月下旬～8月上旬

評価項目(書類審査)		
業務実績(様式2)	農園の管理運営や、地域コミュニティ形成の事業について、実績やノウハウを評価する。	
業務実施体制(様式3)	常時、非常時の対応について実施体制の的確性を評価する。	
企画提案書 (様式4)	管理運営の方針	農園の基本コンセプトを理解し、許可受者の責務①～⑥を満たした提案になっているか、利用者にとってよりよいサービスの提供となる提案であるかについて評価する。
	作付け計画	年間を通して多様な品種の栽培計画になっているか、無理のない栽培計画となっているかについて評価する。
	日常管理計画	農園を維持するための日常的な管理活動が、継続的かつ実現性のあるものになっているかについて評価する。
	イベント実施計画	農業農地が持つ多面的機能や重要性を伝える場、また、地域コミュニティの形成に資する提案がなされているかについて評価する。
収支計画(様式5)	管理運営を行うにあたり、安定的かつ実現可能なものになっているかについて評価する。	

11 審査後

審査により選定された者を対象として、事務局が最終的な意向確認を行い、許可受者を決定する。令和4年8月中旬予定。

12 提出書類の内容及び提出方法

(1) 本要項についての質問受付及び回答

- ①提出資料：質問書(様式6) 1部
- ②提出方法：下記担当へEメールによる
- ③提出先：「13 担当」のとおり

④質問の受付期限：令和4年7月4日（月）まで

⑤回答予定：令和4年7月6日（水）

(2) 企画提案資料の提出について

①提出資料：企画提案資料（様式1～5）6部

②提出方法：下記担当へ郵送（締切日必着）又は持参による

③提出先：「13 担当」のとおり

④提出期限：令和4年7月19日（火）午後5時まで

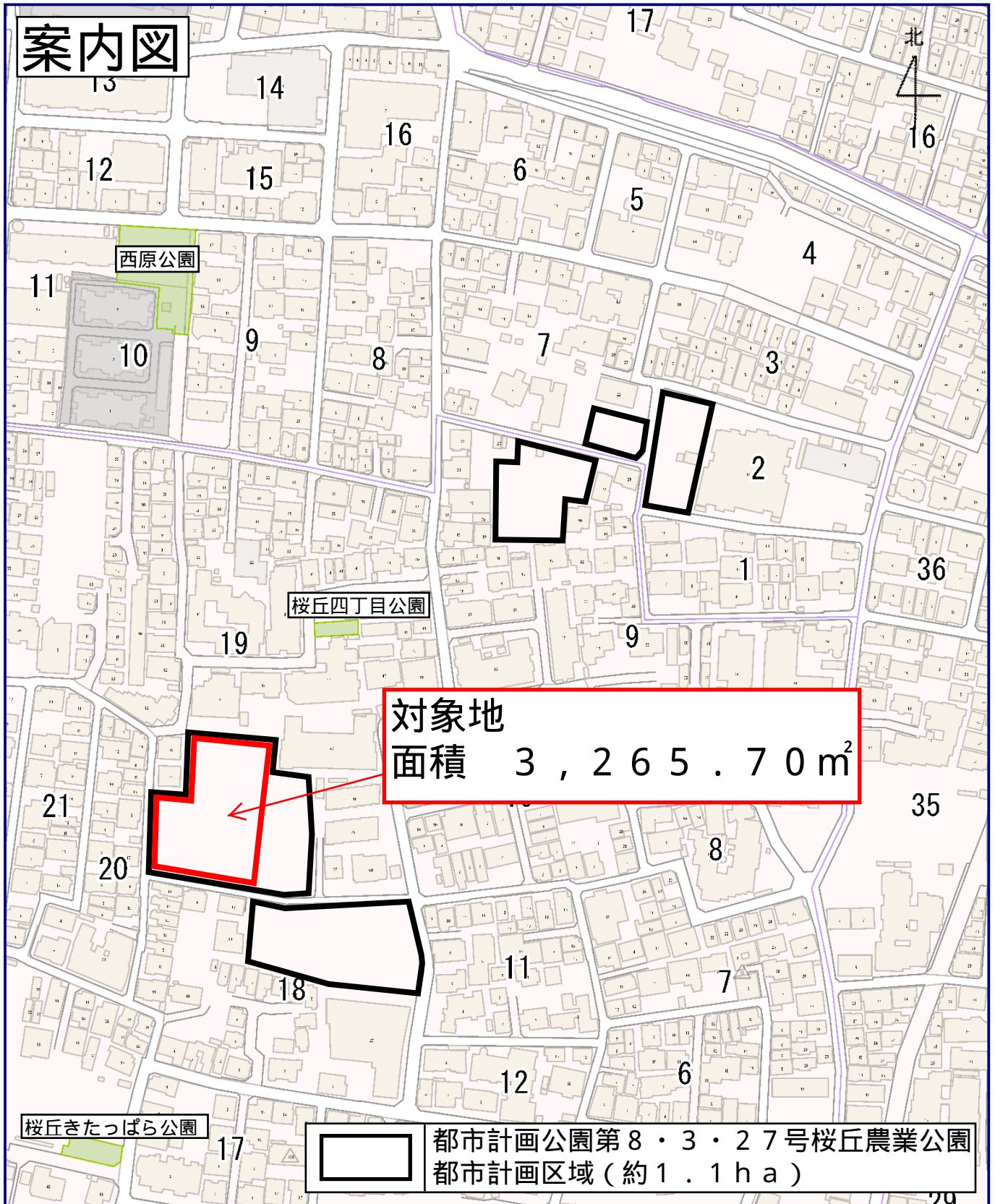
13 担当

世田谷区 みどり33推進担当部 公園緑地課 施設管理担当

【電話】03-6432-7907 【FAX】03-6432-7989

【メール】sea02075@mb.city.setagaya.tokyo.jp

【住所】〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎）



※敷地の境界、都市計画などの内容を証明するものではありません。

【地図の著作権】住宅地図：(C)ZENRIN CO.,LTD.、白地図/航空写真：(c) Kokusai Kogyo Co., Ltd.、その他の地図：(c)City Of Setagaya



③

④





別紙 2

仮称桜丘農業公園 備品（農具）リスト

農具	規格	調達数
クワ（耕作用）	家庭用鍬 木柄:1200mm ※刃渡り短め	15
クワ（耕作用）	本職用大正鍬 木柄:1200mm	5
レーキ（土ならし用）	アメリカンレーキ 木柄:1500mm	6
ショベル（掘削用）	木柄 剣先スコップ	7
ねじり鎌（除草用）	木柄	15
ジョーロ	容量8ℓ	10
バケツ（ポリ）	容量10ℓ	5
バケツ（トタン）	容量9ℓ	5
てみ（大）	PE素材	10
一輪車	バケツ浅型	1
農機具用倉庫	H1, 800×W1, 500×W700	2

運営形態のイメージ① (暫定利用期間 令和4、5年度)

【別紙3】

世田谷区 (公園緑地課)

仮称桜丘農業公園 (R4,5身近な広場)

設置管理許可 (都市公園法第5条、身近な広場条例第9条)

公募により運営者を選定

※使用料は暫定利用期間なので免除 (身近な広場条例第10条)

区画1

A社

- ・作付け
- ・収穫イベント
- ・直売 など

収益

区画2

B社

- ・作付け
- ・収穫イベント
- ・直売 など

収益

区画3

C社

- ・作付け
- ・収穫イベント
- ・直売 など

収益

区画4

D社

- ・作付け
- ・収穫イベント
- ・直売 など

収益

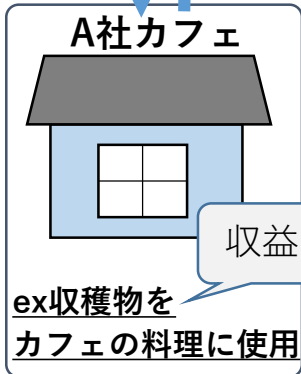
みかん畑

A,B,C,D社

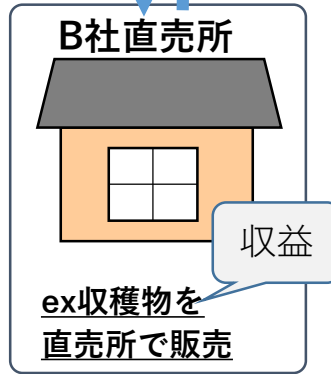
- ・みかん維持管理
- ・収穫イベント
- ・就労、自立支援者の受入
- ・

収益

収穫物 集客



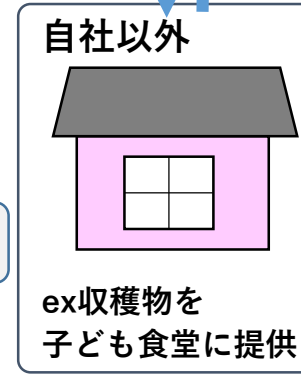
収穫物 集客



収穫物 集客



収穫物 集客

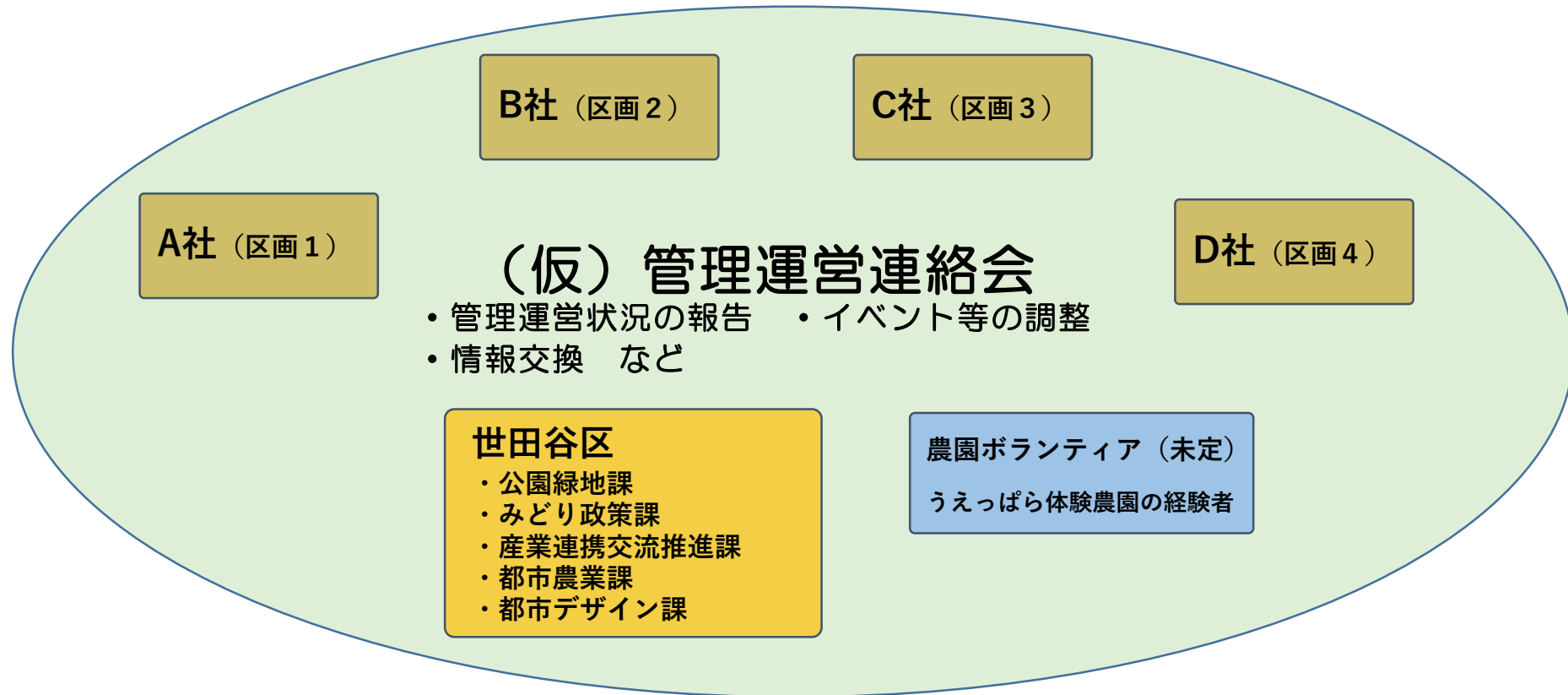


公園外での 収益活動

(収穫物の外部利用)

※あくまで仮称桜丘農業公園の運営に還元するための収益活動とする。条件として、「収益は運営費に充当する (収支計画・報告書の提出等)」 「農業公園のPR (掲示物やチラシ等)」 を必須とする。

仮称桜丘農業公園 (R4,5身近な広場)



※許可受者、世田谷区、農園ボランティアによる連絡会を定期的に行い、管理運営状況の報告やイベント等の調整、円滑な管理運営の検討などを行う。